

東京都における認知症疾患医療センターの基本的な機能・役割について（概要）
 - 東京都における認知症疾患医療センターのあり方検討部会まとめ -

< 基本的機能 >

東京都は、認知症の人が地域で安心して生活を継続できるようにするため、これまでも認知症に係る地域の医療体制の整備を実施

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加すると見込まれることから、かかりつけ医と専門医療機関、さらには医療と介護の緊密な連携を強化することが必要

このため、東京都における認知症疾患医療センターには、特に、

- ・ 地域の医療機関及び介護機関等への支援機能
- ・ 地域の認知症に係る医療・介護連携の中核としての機能を担うことが求められる

< 3つの役割 >

基本的機能に基づき、具体的な支援体制及び連携体制の構築を図るため、以下の3つの役割を果たすことが必要

- 1 認知症に係る専門医療機関として、認知症の人に対する様々な医療を適切に提供できる体制を構築する役割
- 2 認知症に係る地域連携の中心的機関として、認知症の人が地域で安心して生活を継続できるようにするための支援体制を構築する役割
- 3 認知症に係る人材育成機関として、地域における認知症専門医療の充実と、地域における認知症対応力の向上を図る役割

専門医療機関としての役割

〔課題〕

東京都には、認知症に関する高度な医療資源は相当数あるものの、鑑別診断の一部医療機関への集中や、入院医療の受入体制等が十分ではない

〔対応〕

認知症の早期発見、迅速な診断に基づく適切な医療・介護の支援を行うとともに、認知症と身体症状の双方に対する切れ目のない医療支援体制を構築するため、センターは以下の対応を行う

認知症の人に日常的に対応している、かかりつけ医等の地域の医療機関及び介護機関の支援

地域の医療機関同士（かかりつけ医と専門医療機関、あるいは、一般病院・精神科病院と専門医療機関）の連携及び医療と介護の連携を促進

鑑別診断、入院医療等の医療提供体制の強化

〔専門医療相談〕

- ・ 多様な相談に応じられる医療相談室の設置
- ・ 受診が困難な人への支援

〔鑑別診断・初期対応〕

- ・ 患者の日常生活等を踏まえた適確な診断・評価と関係者との情報の共有化
- ・ 迅速な診断

〔身体合併症・周辺症状への急性期医療〕

- ・ センターにおける診療科間の連携等による受入体制の整備
- ・ 入院早期からの退院に向けた関係者との連携
- ・ 地域の医療機関等との緊密な連携による地域全体での受入体制の構築

設置数の考え方

- ・ 二次保健医療圏に1か所を基本とする
（指定後の運営状況等を踏まえ、必要に応じて見直す）

地域連携の中心的機関としての役割

〔課題〕

認知症の人が地域で安心して生活を継続できるようにするためには、様々な関係者が緊密に連携し適切に対応していくことが必要。しかし、東京都においては、医療機関同士の連携や、医療・介護・行政の連携、なかでも高齢者への総合的支援を行う地域包括支援センターとの連携体制がまだ十分とはいえない

〔対応〕

都内各地域において地域連携の中心的役割を果たし、地域包括支援センターや認知症サポート医等、様々な関係者に対する日常的な協力・支援を積み重ねることで、具体的な連携体制の構築を図る

〔地域連携〕

- ・ 様々な関係者による地域連携体制の構築
- ・ 地域包括支援センターとの連携の強化
- ・ 家族会への支援
- ・ 自治体の取組みに対する協力

人材育成機関としての役割

〔課題〕

今後、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、認知症に係る専門医療に精通した人材の育成が必要

〔対応〕

地域における認知症医療に係る人材育成において、センターが中心的な役割を担うことで、地域における認知症専門医療の充実と、認知症対応力の向上を図る

〔専門医療、地域連携を支える人材の育成〕

- ・ センターにおける医師、看護師の育成
- ・ 地域における医師等への研修